

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月28日
【事業年度】	第47期（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社フルヤ金属
【英訳名】	FURUYA METAL CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古屋 堯民
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 榊田 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 榊田 裕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成23年 6月	平成24年 6月	平成25年 6月	平成26年 6月	平成27年 6月
売上高 (百万円)	35,172	27,986	26,324	27,367	21,564
経常利益 (百万円)	4,184	1,790	914	1,248	2,005
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	3,615	925	1,555	2,933	1,133
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445
発行済株式総数 (株)	7,265,212	7,265,212	7,265,212	7,265,212	7,265,212
純資産額 (百万円)	18,707	19,359	17,316	14,109	14,970
総資産額 (百万円)	33,849	33,373	28,098	22,230	21,777
1株当たり純資産額 (円)	2,584.05	2,671.13	2,415.79	1,965.35	2,083.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (-)	40 (-)	40 (-)	40 (-)	50 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	570.89	127.89	216.12	409.73	158.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	568.27	127.46	-	-	157.67
自己資本比率 (%)	55.2	57.9	61.5	63.3	68.5
自己資本利益率 (%)	26.8	4.8	9.0	20.8	7.6
株価収益率 (倍)	8.86	24.83	-	-	15.70
配当性向 (%)	7.0	31.3	-	-	31.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,192	1,211	1,172	2,053	2,703
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	708	956	1,114	941	281
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	40	1,443	1,800	2,140	1,965
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,196	3,471	1,729	701	1,158
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	264 (76)	277 (80)	264 (73)	271 (90)	291 (103)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については重要な関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第45期及び第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率については、第45期及び第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 配当性向については、第45期及び第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 当社は平成22年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
昭和26年3月	東京都三鷹市に古屋商店を創立し、貴金属地金販売及び貴金属装飾品の製作、販売を開始。
昭和43年8月	資本金5百万円で株式会社を設立、商号を株式会社フルヤ金属に変更。
昭和50年4月	工業用貴金属の分野に参入。
昭和52年3月	本社、工場を東京都豊島区高田一丁目31番2号に移転。
昭和56年10月	イリジウムルツボ国内初の製造に成功。
昭和57年4月	デグサ社(独)とイリジウムについて技術・販売提携(平成8年2月29日付で契約は解消しております)。
昭和57年6月	東京都豊島区高田一丁目25番5号に高田工場を新設。
昭和58年4月	広島市東区に広島営業所を設置。
昭和58年4月	アイデックス株式会社製振動試験機の代理販売開始。
昭和61年4月	大阪市淀川区に大阪営業所を設置。
昭和61年7月	信越化学工業株式会社製PBN(焼成窒化ボロン)ルツボ等の代理販売開始。
昭和62年3月	大阪営業所に広島営業所を併合。
昭和62年10月	デグサ社(独)とFKS(デグサ社開発の強化型白金材料)について技術・販売提携(平成8年2月29日付で契約は解消しております)。
昭和62年11月	本社を東京都豊島区南大塚三丁目に移転。
平成元年7月	新日本製鐵株式会社・旭硝子株式会社と共同で溶銑・溶鋼・連続測温用温度計を開発。
平成2年10月	茨城県下館市(現筑西市)につくば工場を設置し、本社工場、高田工場を集約。
平成3年12月	科学技術庁(現文部科学省)航空宇宙技術研究所とIrアロイ(イリジウム合金)素材を使用した高温用温度センサーを共同開発(産学官提携助成事業助成金を受ける)。
平成4年4月	ガスタービン燃焼器の測温プローブを開発。
平成5年6月	鉱山会社ウエスタンプラチナム社(南アフリカ共和国)製貴金属地金の販売開始。
平成10年4月	本社を東京都豊島区南大塚二丁目に移転。
平成10年10月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、つくば研究開発センターを開設。
平成12年2月	つくば工場において国際品質保証規格「ISO9001」の認証を取得。
平成13年4月	三菱商事株式会社と共同出資でイプシロン株式会社を設立。
平成13年6月	三菱商事株式会社及び英国ロンミン社(Lonmin Plc)が資本参加。
平成14年7月	イプシロン株式会社を吸収合併。
平成14年10月	仙台市青葉区に仙台営業所を設置。
平成15年5月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、工場B棟を新設。
平成17年2月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、工場C棟を新設。
平成17年11月	ロンドン・プラチナパラジウムマーケット(LP PM)に登録認証。
平成18年1月	つくば工場において国際環境規格「ISO14001」の認証を取得。
平成18年9月	株式会社ジャスダック証券取引所に上場。
平成19年2月	茨城県土浦市に第二工場用地を取得。
平成19年3月	名古屋営業所及び九州出張所を開所。
平成19年6月	茨城県筑西市(旧下館市)のつくば工場敷地内に、工場D棟を新設。
平成19年12月	土浦工場に工場棟を建設し、貴金属回収・精製ラインを増設。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場
平成22年10月	北海道千歳市に千歳工場を新設
平成23年2月	田中貴金属工業株式会社と資本業務提携契約を締結
平成23年4月	土浦工場に新棟を増設
平成23年9月	株式会社韓国フルヤメタルを設立
平成25年4月	株式会社米国フルヤメタルを設立
平成25年7月	土浦工場に乾式精製装置棟を新設
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場

年月	事項
平成25年12月	仙台営業所を廃止
平成26年3月	土浦工場に触媒棟新設
平成26年3月	経済産業省認定グローバルニッチトップ企業100選に選定
平成26年9月	大阪営業所を名古屋営業所に統合、西日本ビジネスユニットに名称変更

### 3【事業の内容】

当社は、工業用貴金属製品の製造及び販売を主たる業務としております。

当社製品のコアとなるプラチナグループメタル（略称＝P G M：プラチナ・イリジウム・パラジウム・ロジウム・ルテニウム）を中心とする貴金属は、耐熱性、化学的安定性、良導電性、触媒活性等の優れた特性から、エレクトロニクス・光学ガラス・クリーンエネルギー・環境・医療等各分野の発展を支える重要な使命を受けた素材といえます。当社は、貴金属の中でも特に優れた性質を有するプラチナグループメタルに特化し、ルツボ（耐熱性容器）、薄膜素材、熱電対（測温計）等の工業用貴金属製品を製造販売しております。当社の製品はその用途ごとに、「電子」「薄膜」「センサー」「その他」に大別されます。

なお、「第5.経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### (1) 電子

酸化物単結晶の育成に用いられるルツボや、半導体ステッパー、ディスプレイ、デジタルカメラ、各種レンズ等の光学硝子溶解・成形に用いられる工業用貴金属製品を製造販売しております。

酸化物単結晶は一定の光や電波を通し易い等の特性を持った人工宝石で、LED基板、スマートフォンのSAWフィルター（必要な周波数信号を取り出すデバイス）、光ファイバー増幅器内で使用される光アイソレーター（通信機器内の異常な反射電波を阻止する電子部品）、癌診断に用いられるポジトロン放射断層撮像法（PET）装置のシンチレーターの製造用等に使用されております。

#### (2) 薄膜

超LSI・強誘電体をはじめとする電子部品や、携帯電話の電子部品、スマートフォンのタッチパネル配線、HD・CD・DVD等磁気記録媒体、各種ディスプレイの薄膜形成に使用される貴金属スパッタリングターゲット（高純度ないし合金の貴金属板材）、蒸着材料等の製造販売を行っております。また、つくば研究開発センターの最新鋭スパッタリング装置を使用し、他社の薄膜製造プロセスの受託を行っております。

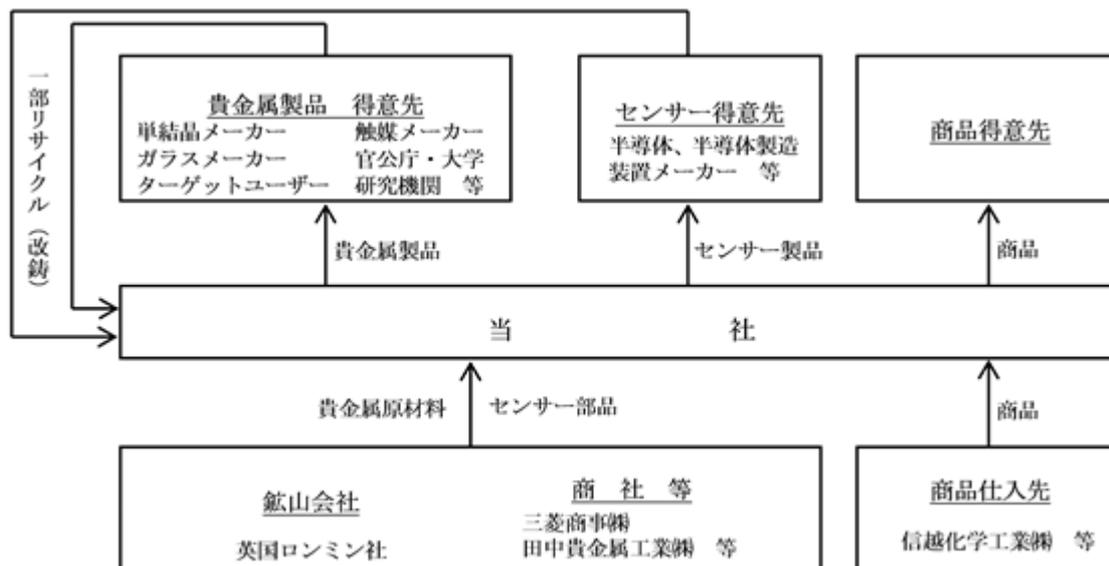
#### (3) センサー

シリコン半導体製造、化合物半導体製造、ファインセラミックス製造等、高温工程における継続的な温度の測定・制御に使用される熱電対を製造販売しております。

#### (4) その他

各種触媒向けの貴金属化合物や触媒の製造販売、工業用貴金属のリサイクル・精製受託に加えて、化合物半導体製造用PBN製品（信越化学工業㈱製の超高純度窒化硼素セラミックス製品）・ファインセラミックス製品・高温ヒーター等の工業用機器・精密機械を販売しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(子会社) ㈱韓国フルヤメタル	大韓民国 ソウル特別市	29	当社製品の販売サ ポート	100.00	製品販売業務等の委託 先。 役員の兼任あり。
(子会社) ㈱米国フルヤメタル	アメリカ合衆国 ニューハンプ シャー州マン チェスター	59	当社製品の販売サ ポート	100.00	製品販売業務等の委託 先。 役員の兼任あり。
(関連会社) ㈱福田結晶技術研究所	仙台市青葉区	46	結晶体の研究開発	24.05	製品の販売先。 役員の兼任なし。
(その他の関係会社) 三菱商事㈱ (注)1	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 20.27	原材料の仕入先、製品 の販売先。 役員の兼任なし。
(その他の関係会社) 田中貴金属工業㈱ (注)2	東京都千代田区	500	貴金属地金及び各 種工業用貴金属製 品の製造・販売、 輸出入及び貴金属 の回収・精製	(被所有) 19.77	貴金属地金の仕入先、 製品の販売先。 役員の兼任なし。
(その他の関係会社) TANAKAホールディングス㈱ (注)3、4	東京都千代田区	500	田中貴金属グルー プの中心となる持 ち株会社としてグ ループの戦略的か つ効率的運営とグ ループ各社への経 営指導	(被所有) - (19.77)	田中貴金属工業㈱の親 会社。 役員の兼任あり。

(注)1．有価証券報告書を提出しております。

(注)2．持分は100分の20未満ではありますが、田中貴金属工業株式会社との間の平成23年2月7日付資本業務提携契約に基づき、同社の親会社であるTANAKAホールディングス株式会社の取締役常務執行役員平野伊三夫氏を社外取締役として招聘しており、実質的な影響力を持っているため、その他の関係会社としております。

(注)3．その他の関係会社である田中貴金属工業株式会社がTANAKAホールディングス株式会社の100%出資子会社であり、実質的な影響力を持っているため、その他の関係会社としております。

(注)4．「議決権の所有割合又は被所有割合」の欄の( )は間接所有の割合であります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
291(103)	34.0	6.7	5,455,662

(注)1．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．セグメント別の従業員の状況につきましては、各セグメントに跨って従事する従業員がいるため、セグメント別による従業員の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

## (1)業績

当事業年度におけるわが国の経済は、米国経済の順調な回復などを背景に急激な円安が進行したことで、輸出環境の改善期待から株式市場が活況を呈したものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動と天候不順による個人消費の伸び悩みに加え、円安に伴う輸入原材料価格の上昇、中東やウクライナ情勢、中国・ロシア経済の減速感など先行き不透明な状況が続き、6月にはギリシャの債務問題が再燃し混迷の度を深めました。

このような経済環境の中、各種電子部品や半導体の市況は、スマートフォンやタブレット端末関連需要に支えられて好調を維持し、リチウムタンタレート単結晶育成装置向けイリジウムルツボや、半導体製造装置向け温度センサーの受注も堅調に推移しました。また、人工サファイア単結晶育成装置向けイリジウムルツボの受注が回復し、サーバー向け需要などを背景にHD向けルテニウムターゲットの受注も第3四半期まで回復基調が続きました。また、触媒製造事業も本格稼働いたしました。一方、一部の貴金属価格の下落に伴い、たな卸資産の評価減を実施し、第1四半期会計期間に54百万円、第3四半期会計期間に77百万円、及び第4四半期会計期間に21百万円を製造原価に計上いたしました。

これらを背景といたしまして、当事業年度の業績は、売上高21,564百万円（前期比21.2%減）、売上総利益3,954百万円（前期比24.5%増）、営業利益1,924百万円（前期比56.7%増）、経常利益2,005百万円（前期比60.6%増）、当期純利益1,133百万円（前期は2,933百万円の当期純損失）となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりであります

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	
	売上高(百万円)	構成比(%)
電子	11,368	52.7
薄膜	5,559	25.8
センサー	1,757	8.2
その他	2,878	13.3
合計	21,564	100.0

## (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,158百万円となり前事業年度末と比べて457百万円の増加となりました。これは主に、たな卸資産が680百万円、未収消費税等が338百万円それぞれ増加し、借入金が1,685百万円減少しましたが、税引前当期純利益が2,002百万円、減価償却費が591百万円、売上債権の減少が614百万円あったことによるものです。

また、当事業年度中における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は2,703百万円（前年同期は2,053百万円の獲得）となりました。

これは主に、たな卸資産の増加が680百万円、未収消費税等の増加が338百万円ありましたが、税引前当期純利益が2,002百万円、減価償却費が591百万円、売上債権の減少が614百万円、仕入債務の増加が311百万円あったことによるものです。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は281百万円（前年同期は941百万円の使用）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が246百万円あったことによるものです。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は1,965百万円（前年同期は2,140百万円の使用）となりました。

これは主に、長期借入金による収入が1,000百万円ありましたが、短期借入金の減少が800百万円、長期借入金の返済による支出が1,885百万円、配当金の支払額が286百万円あったことによるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	対前期増減率(%)
電子(百万円)	11,220	31.3
薄膜(百万円)	5,566	5.7
センサー(百万円)	1,775	11.9
その他(百万円)	2,915	29.2
合計(百万円)	21,478	21.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)			
	受注高(百万円)	対前期増減率(%)	受注残高(百万円)	対前期増減率(%)
電子	11,436	30.5	410	19.9
薄膜	5,652	8.3	406	29.7
センサー	1,871	14.4	301	60.5
その他	2,334	48.9	65	89.3
合計	21,295	23.6	1,183	18.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	対前期増減率(%)
電子(百万円)	11,368	31.1
薄膜(百万円)	5,559	7.9
センサー(百万円)	1,757	11.4
その他(百万円)	2,878	30.5
合計(百万円)	21,564	21.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事RtMジャパン株式会社	11,734	42.9	3,910	18.1

### 3【対処すべき課題】

当社のおかれている環境といたしましては、電子デバイス情報通信機器関連市場のみならず、環境・エネルギー関連市場でプラチナグループ金属の用途や需要が、中長期的に更に拡大することが期待されています。

当社といたしましては、既存製品の品質保持・改良はもちろんのこと、成長製品である薄膜関連製品、人工結晶関連製品、化合物関連製品、精製・リサイクル関連製品を含めた今後の成長を展望するに当たり、拡大する需要にスピーディに応えるべく、生産能力及び生産効率の更なる向上が不可欠であり、積極的な設備の増設により、生産力の増強を図って参りたいと考えております。また、貴金属の新規用途開発や新合金素材開発、リサイクル技術の確立は、今後の業容拡大のためには不可欠なものと考えており、これまで以上に研究開発体制を強化し、多様化する顧客ニーズに応えて参る所存であります。

このような認識のもとで、当社としては、次のように具体的に取り組んで参ります。

#### 貴金属の安定確保

三菱商事株式会社、田中貴金属工業株式会社、及びロンミン社との緊密な取引関係の維持・向上のため、貴金属の用途拡大に積極的に取り組んで参ります。特にイリジウム・ルテニウムを中心とした希少貴金属に関しては、人工結晶育成装置やHD、各種触媒への使用等、新たな用途への需要が拡大しておりますが、当社は、希少貴金属のパイオニアとしての責務を果たして参りたいと考えております。

#### リサイクル技術の開発・確立

貴金属の回収・精製技術の向上を常に心掛け、リサイクルも念頭に入れた有効活用に引き続き取り組んで参ります。特に、イリジウム及びルテニウムを中心としたリサイクル技術については、独自の技術開発に加え、国内外の技術も活用して開発・確立に努めてまいります。

#### 研究開発活動の推進

プラチナグループ金属の可能性を探求し、新素材・新技術を提供することで、次世代を展望した先端技術の一翼を担うべく、自社での研究開発に加えて大学や企業との共同研究に積極的に取り組んで参ります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防又は回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載事項を併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんのでご留意下さい。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 業績の変動要因について

当社の業績は、携帯電話、液晶ディスプレイ、電子部品及び電子デバイス関連等の電子機器メーカーや半導体、光学ガラス及び触媒関連業界における設備投資動向及び生産活動の影響を受ける傾向があります。従って、今後これらの業界動向が悪化した場合には、当社の業績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 貴金属の変動価格について

当社製品の原材料である貴金属は、国際商品市場で活発に取引されており、その価格は、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により激しく変動しております。

当社は、個別受注生産の形態をとっており、製品の販売価格は原材料の時価に連動する契約とし、仕入価格の変動を販売価格に反映させておりますが、全ての受注に対し個別に仕入を行うことは実際には不可能であり、受注・仕入間にタイムラグがある場合には、当社の仕入価格は貴金属相場の価格変動リスクに晒されること、また、期末日のたな卸資産としての貴金属在庫の評価額も貴金属相場の価格変動リスクに晒されることから、貴金属相場が当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 為替変動の影響について

当社の製品においては、全額ないし原材料相当額に関して、米ドル建てで販売する取引が存在しているため、当社の業績は為替変動の影響を受けております。当社は、為替予約を行うことで為替変動リスクを回避する方法を採っておりますが、米ドル安傾向が継続した場合、中長期的には邦貨転換に伴う利益率の低下により当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、米ドル安に対応して米ドル建て価格の値上げを行う必要が生じた場合は、需要減少により当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、原材料の仕入に関しては、貴金属相場の主流が米ドル建てであり、為替を乗じて邦貨単価を算出することから、円安状態が長期継続した場合には、仕入金額が高値を継続することとなり、当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 「主要株主」及び「その他の関係会社」の異動等によるリスク

三菱商事株式会社は、当社の当事業年度末日現在の総議決権数の20.27%を占めており、同社は当社の「主要株主」及び「その他の関係会社」に該当しております。

また、田中貴金属工業株式会社は、当社の当事業年度末日現在の総議決権数の19.77%を占めており、田中貴金属工業株式会社が指名した当社非常勤取締役1名が選任され、実質的な影響力を持っていることから、同社は当社の「主要株主」及び「その他の関係会社」に該当しております。

その結果、田中貴金属工業株式会社又は三菱商事株式会社の当社の経営方針についてのそれぞれの考え方、議決権行使等が、当社の事業運営及びコーポレート・ガバナンスに影響を与える可能性があり、上記2社それぞれの当社の経営方針についての考え方又は株式保有方針について変更があった場合、当社の株価、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 大株主との関係について

###### a. 三菱商事株式会社との関係について

当事業年度末日現在、三菱商事株式会社は当社発行済株式総数の19.99%を所有する大株主であります。

###### 取引関係について

当社は、主要原材料であるプラチナグループメタルの大半を、南アフリカ共和国の鉱山会社Western Platinum Ltd.（ウエスタンプラチナム社）から供給を受けておりますが、対外決済及び輸入業務は三菱商事株式会社（平成25年4月1日からは同社100%出資子会社である三菱商事R t ジャパン株式会社）の商社機能を利用していることから、三菱商事株式会社（平成25年4月1日からは同社100%出資子会社である三菱商事R t ジャパン株式会社）の名義での仕入取引を行っております。過去2期間における両社からの仕入高及び総仕入高に占める比率と期末買掛金残高は次表のとおりであります。

	平成26年 6 月期	平成27年 6 月期
仕入高（百万円）	9,679	6,198
総仕入高に占める比率（％）	50.8	42.5
期末買掛金残高（百万円）	300	1,151

また、過去 2 期間における両社への売上高及び総売上高に占める比率と期末売掛金残高は、次表のとおりであります。

	平成26年 6 月期	平成27年 6 月期
売上高（百万円）	11,734	3,910
総売上高に占める比率（％）	42.9	18.1
期末売掛金残高（百万円）	-	102

以上のとおり、原材料の仕入及び製品の販売等において、当社は両社の持つグローバルなネットワークや多様な販売ルートを活用しております。これは、両社の優れた商社機能を活用することにより、当社の仕入・販売等の業務が効率的に行えると考えためであります。

当社といたしましては、今後とも両社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、両社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び製品の販売量の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人的関係について

当社は業務執行に資する助言を得るため、三菱商事 R t M ジャパン株式会社ベースメタル・貴金属本部副本部長兼貴金属事業部長である油木田祐策氏を社外取締役として招聘しております。

また、当社は、三菱商事株式会社金属グループ金属資源トレーディング本部 R t M 事業部より出向者 3 名を受入れております。

#### b. 田中貴金属工業株式会社との関係について

当事業年度末日現在、田中貴金属工業株式会社は当社発行済株式総数の19.49%を所有する大株主であります。

#### 取引関係について

当社は、平成23年 2 月 7 日開催の取締役会におきまして、田中貴金属工業株式会社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。これに基づき、当社の主要原材料であるイリジウム等について、田中貴金属工業株式会社と仕入取引を行っております。過去 2 期間における同社からの仕入高及び総仕入高に占める比率と期末買掛金残高は次表のとおりであります。

	平成26年 6 月期	平成27年 6 月期
仕入高（百万円）	2,517	2,639
総仕入高に占める比率（％）	13.2	18.1
期末買掛金残高（百万円）	45	-

また、過去 2 期間における田中貴金属工業株式会社への売上高及び総売上高に占める比率と期末売掛金残高は、次表のとおりであります。

	平成26年 6 月期	平成27年 6 月期
売上高（百万円）	20	143
総売上高に占める比率（％）	0.1	0.7
期末売掛金残高（百万円）	8	4

以上のとおり、原材料の仕入及び製品の販売等において、当社は田中貴金属工業株式会社の持つ安定調達力や多様な販売ルートを活用しております。これは、同社の優れた調達力や販売力を活用することにより、拡大する工業用貴金属製品の需要に応えることができると考えるためであります。

当社といたしましては、今後とも同社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、同社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び製品の販売量の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人的関係について

上記提携の際、当社は、当社取締役として指名される候補者 1 名の任命権を田中貴金属工業株式会社が有する旨を同社と合意しております。これは、当社の業務執行に資する助言を得るとともに、同社との良好な関係を維持することを主たる目的としたものであります。同社の親会社 T A N A K A ホールディングス株式会社の取締役常務執行役員技術・マーケティング本部長である平野伊三夫氏を社外取締役として招聘しております。

c. Lonmin Plc (英国ロンミン社) との関係について

当事業年度末日現在、英国ロンミン社は当社発行済株式総数の5.51%を所有する大株主であります。

同社は、当社主要原材料であるプラチナグループメタルの大半を当社に供給する南アフリカ共和国の鉱山会社ウエスタンプラチナム社の親会社であり、同社とは平成13年6月に資本提携を行っております。

上記提携の際、当社は、当社取締役として指名される候補者1名の任命権を英国ロンミン社が有する旨を同社と合意しております。これは、当社の業務執行に資する助言を得るとともに、同社との良好な関係を維持することを主たる目的としたものであります。同社のPLC販売市場開拓本部長であるウィルマ・スワーツ氏を社外取締役として招聘しております。

当社といたしましては、今後とも同社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、当社と同社との関係及び同社とウエスタンプラチナム社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び研究開発案件の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が引き続き事業を拡大するにあたっては、貴金属加工にかかわる技術に精通した人材が不可欠であり、このような人材の確保と育成を重要な経営課題として捉えております。

当社としては、中途採用や新規採用を通じて、優秀な人材を採用していく方針であります。また、従業員に対しては、ストックオプション等のインセンティブ制度を導入しており、モラルの向上を図っております。

当社といたしましては、今後とも採用活動の強化や教育・研修制度の充実に努めていく方針ですが、当社が必要とする優秀な人材の育成・確保が当社事業展開に対応して進まない場合、あるいは、何らかの理由により人材が大量に社外流出した場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 同業他社との競争の激化による業績への影響

当社の販売する製品のなかには、ルテニウムターゲット、金ターゲット、銀合金ターゲット、一般熱電対及び理化学用器具等、競合が激しく、価格競争も厳しい品目がありますが、当社は、「競合を制して、極端な価格競争に勝つこと」を目標とはしておらず、顧客ニーズを第一に提案型営業を目指して参りました。今後もこの方針に則り経営諸活動に注力いたしますが、結果として競合や価格競争に晒され、売上及び収益の低下により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製品の開発等について

当社は顧客や外部機関等からの情報を分析することにより、製品のライフサイクルや市場動向の変化を見極めると共に、新製品及び新素材の開発、新市場及び新用途の開拓に取り組んでおります。しかしながら、市場動向について、当社が予想する以上の変化があった場合、又は当社においてこれら開発等の活動が見込みどおりに進捗しない場合、当社の製品は競争力を喪失し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製品の品質について

当社の製品は、顧客より個別製品毎の仕様に基づく厳しい品質が要求されております。当社では、ISO9001に基づく製造プロセス管理及び品質管理システムを導入する等、品質の維持・向上を進めております。しかしながら、当社が顧客に納入した製品について、顧客の要求規格及び仕様等を充足しなかった場合又は不適合等が生じた場合には重大な品質クレームを引き起こす可能性があります。その際に、当社の製品に何らかの瑕疵が存在した場合には代替品の納入に留まらず、代金弁済や損害賠償、さらには取引(納入)停止等が生ずる可能性があります。これらの事象が生じた場合には、製品納入先との取引が停止するほか、当社の製品に対する信頼性が損なわれ、他の製品納入先との取引にも影響を及ぼす可能性があります。このような場合、特にそれが大口の製品納入先である場合には、当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 生産拠点の集中について

当社は、平成2年に工場を茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場に移転・集約して以来、一貫してこの地で生産活動を行ってまいりましたが、生産拠点の集中が生産活動の効率化に寄与してきたものと考えております。一方では、平成19年12月に精製・回収の主力ラインとして土浦工場を、平成22年10月に北海道千歳市に石英保護管内製化のための千歳工場を立ち上げたほか、平成23年4月には土浦工場(第二期)を立ち上げ、イリジウム製品の回収精製ラインを増設いたしました。生産拠点の分散化は一部にとどまっております。今後、自然災害等の外的要因により生産活動の停止が余儀なくされた場合、当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事故による操業への影響

プラズマ熔解炉、高周波溶解炉など主要設備では高温、高圧での操業を行っており、貴金属の精製設備においては大量の薬品類を使用しております。これらを原因とする事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社の生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 環境リスクについて

当社は、環境リスクに対して予防の大切さを認識し、つくば工場及び土浦工場においては、環境マネジメントシステムISO14001の運用を通じて、リスクの低減を図っておりますが、自然災害、工場における設備の劣化、又は原材料、薬品の人的な取扱いのミス等により、薬品の漏洩等、環境へ悪影響を与える事象が発生する危険性があります。この事象が大規模なものとなり新たな費用負担等が生じた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産に係るリスクについて

当社は、他社と差別化できる技術とノウハウを蓄積し、自社が保有する技術等については特許権等の取得による保護を図るほか、他社の知的財産権に対する侵害のないよう、総務部知財グループを中心に、顧問弁護士や弁理士などの外部専門家の協力を得ながらリスク管理に取り組んでおります。しかしながら、当社が現在販売している製品、或いは今後販売する製品が第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確・適切に判断できない可能性があり、また、当社が認識していない特許権等が成立することにより、当該第三者より損害賠償等の訴えを起こされる可能性があります。そのような場合、当社の業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 借入金依存度について

当社は、原材料である貴金属の調達、設備投資等に必要とする資金を主として金融機関からの借入により調達してきましたが、平成26年6月期末に4,614百万円あった有利子負債残高は、平成27年6月期末に2,929百万円に減少し、平成26年6月期末に20.8%あった借入金依存度は、平成27年6月期末に13.5%に低下しております。また、当社の売上高に対する支払利息の比率は平成26年6月期に0.3%、平成27年6月期に0.3%となっております。今後、営業キャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金や増資による資金調達により、財務体質の強化に努めて参りますが、地金の仕入増加による借入金増加や、市場金利の上昇等があれば支払金利の負担増が生じ、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、借入金のうちには財務制限条項が付された借入があることから、将来において業績の悪化等により財務制限条項に抵触した場合等も含めて、新たな資金調達に障害が生じれば、事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

## (1) 営業に関する重要な契約

相手方の名称	国名	契約名	契約内容	契約期間
三菱商事株式会社	日本	貴金属地金 売買契約書	貴金属地金売買に関する契約	自平成13年2月1日 至平成13年12月31日 以降1年毎に更新
Lonmin Plc 三菱商事株式会社	英国 日本	覚書	貴金属地金の長期継続供給に関する覚書	自平成16年2月20日 至平成19年2月19日 以降1年毎に更新

## (2) その他経営上の重要な契約

相手方の名称	国名	契約名	契約内容	契約日
田中貴金属工業(株)	日本	資本業務提携契約	(1) イリジウム地金の安定供給等 (2) 非常勤取締役の派遣 (3) 新たに相手方に取得される株式の 数及び発行株式数に対する割合	平成23年2月7日

## 6【研究開発活動】

当社は、高度情報化社会の発展や省エネ・循環型の社会の確立に不可欠な素材である工業用貴金属の専門メーカーとして、多様化するユーザーのニーズに応えるとともに、社会と環境に貢献する次世代製品の開発に取り組んでおります。

なお、研究開発費の金額は当社全体で管理しており、セグメント別に研究開発費の金額を表示することが困難なため、セグメント別の研究開発費の金額については、記載を省略しております。

当社の研究開発活動は、社内外の開発情報を有機的に結合させ、収益に繋がる開発を迅速かつ効果的に進めるため、研究開発部を設置し、基礎研究開発のほか、省エネや環境のための次世代新素材の開発、触媒原料等の開発、新しい用途の開発、及び高品質・高強度の合金の開発、高度な回収精製技術の開発等に注力しており、貴重な素材をより効率的、かつ高品質に回収・再生できるリサイクルプロセスの開発にも力を注いでおります。

当事業年度における研究開発費の総額は297百万円であり、研究開発の主な内容は以下のとおりであります。

## (1) 各種高機能合金製品の開発

顧客ニーズや新たな用途や機能に適する各種高機能合金製品の開発につとめ、量産化技術の開発も併行して積極的に取り組んで参りました。今後、量産化への展開が期待されます。

## (2) 貴金属化合物の開発への取り組み

注目度の高い環境・エネルギー分野において、新たな用途や機能に適する触媒の重要性がさらに高まりつつある中で、有機EL向け材料としての貴金属化合物や貴金属化合物をベースとした環境浄化のための触媒材料ないし触媒の開発に引続き取り組んで参りました。

## (3) スクラップからの貴金属回収技術の開発への取り組み

廃触媒などのスクラップや使用済電極からの白金族金属回収については、当社に蓄積された技術、及び新たに導入した熔解設備を核に、新たな技術開発に取り組んでおります。

## (4) 大学・研究機関との共同研究

環境やエネルギーに係わる技術開発や研究分野において、大学や研究機関との共同研究に積極的に参画しておりますが、その成果を当社の製品に生かすことを通じて次世代の環境やエネルギーへの貢献をすべく取り組んでおります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5. 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

#### 収益の認識基準

当社の売上高は、通常、発注書に基づき顧客に対して製品が出荷された時点で計上されます。

#### 貸倒引当金の計上基準

当社は、顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上または貸倒損失が必要となる可能性があります。

#### たな卸資産の評価基準

当社は、たな卸資産の収益性の低下に基づき評価減を計上しております。実際の将来需要または市場が悪化した場合、評価減が必要となる可能性があります。

#### 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積もっております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存いたしますので、その見積額が減少した場合は繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

### (2) 財政状態の分析

#### 流動資産

当事業年度末における流動資産残高は12,620百万円（前事業年度末は11,785百万円）となり、834百万円増加いたしました。これは、売掛金が535百万円減少（3,357百万円から2,821百万円へ減少）しましたが、現金及び預金が増加したことが主たる要因であります。

#### 固定資産

当事業年度末における固定資産残高は9,157百万円（前事業年度末は10,444百万円）となり、1,287百万円減少いたしました。これは、有形固定資産が、641百万円、長期繰延税金資産が637百万円減少したことが主たる要因であります。

#### 流動負債

当事業年度末における流動負債残高は4,340百万円（前事業年度末は5,252百万円）となり、912百万円減少いたしました。これは、短期借入金が増加したことが主たる要因であります。

#### 固定負債

当事業年度末における固定負債残高は2,466百万円（前事業年度末は2,868百万円）となり、401百万円減少いたしました。これは、長期借入金が増加したことが主たる要因であります。

#### 純資産

当事業年度末における純資産の残高は14,970百万円（前事業年度末は14,109百万円）となり、861百万円増加いたしました。これは、繰越利益剰余金が増加したことが主たる要因であります。

### (3) 経営成績の分析

当事業年度におけるわが国の経済は、米国経済の順調な回復などを背景に急激な円安が進行したことで、輸出環境の改善期待から株式市場が活況を呈したものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動と天候不順による個人消費の伸び悩みに加え、円安に伴う輸入原材料価格の上昇、中東やウクライナ情勢、中国・ロシア経済の減速感など先行き不透明な状況が続き、6月にはギリシャの債務問題が再燃し混迷の度を深めました。

このような経済環境の中、各種電子部品や半導体の市況は、スマートフォンやタブレット端末関連需要に支えられて好調を維持し、リチウムタンタレート単結晶育成装置向けイリジウムルツボや、半導体製造装置向け温度センサーの受注も堅調に推移しました。また、人工サファイア単結晶育成装置向けイリジウムルツボの受注が回復し、サーバー向け需要などを背景にHD向けルテニウムターゲットの受注も第3四半期まで回復基調が続きました。また、触媒製造事業も本格稼働いたしました。一方、一部の貴金属価格の下落に伴い、たな卸資産の評価減を実施し、第1四半期会計期間に54百万円、第3四半期会計期間に77百万円、及び第4四半期会計期間に21百万円を製造原価に計上いたしました。

これらを背景といたしまして、当事業年度の業績は、売上高21,564百万円（前期比21.2%減）、売上総利益3,954百万円（前期比24.5%増）、営業利益1,924百万円（前期比56.7%増）、経常利益2,005百万円（前期比60.6%増）、当期純利益1,133百万円（前期は2,933百万円の当期純損失）となりました。

以下、損益計算書に重要な影響を与えた要因について分析いたします。

#### 売上高の分析

当事業年度の売上高は21,564百万円であります。これをセグメント別に分析すると、「電子」の売上は11,368百万円（前事業年度比31.1%減）、「薄膜」の売上は5,559百万円（前事業年度比7.9%増）、「センサー」の売上は1,757百万円（前事業年度比11.4%増）、「その他」の売上は2,878百万円（前事業年度比30.5%減）となりました。「電子」につきましては、貴金属価格の下落から販売単価は下がったものの、スマートフォンなどのSAWフィルター（必要な周波数信号を取り出すデバイス）に使用されるリチウムタンタレート単結晶育成装置向けのイリジウムルツボや、ガラス溶解装置向け強化白金ルツボの受注が堅調に推移したほか、LED基板に使用される人工サファイア単結晶育成装置向けイリジウムルツボの受注も回復しました。「薄膜」につきましては、HD向けルテニウムターゲットは、サーバー向けの需要に加えて、マーケットシェアの拡大などから受注が回復し、スマートフォンなどのタッチパネル配線向け銀合金ターゲットの受注も一部回復しました。「センサー」につきましては、半導体製造装置メーカーや、台湾などの海外半導体メーカーからの受注が堅調に推移しました。「その他」につきましては、当第3四半期には触媒製造事業が本格稼働したものの、使用済み電極の回収精製や有機EL向け貴金属化合物が伸び悩みました。

#### 売上原価の分析

当事業年度において、売上原価は17,610百万円、売上総利益は3,954百万円となり、原価率は81.7%と前事業年度比6.7ポイント下落いたしました。これは、前事業年度において20,571百万円を計上した材料費が14,327百万円に減少したことによるものです。

#### 販売費及び一般管理費の分析

当事業年度の販売費及び一般管理費は前事業年度に比べ4.2%増加し、2,029百万円となっております。これは主に支払手数料が前事業年度比62百万円増加したことによるものです。

#### 営業外損益の分析

当事業年度の営業外収益は前事業年度に比べ51.5%増加し、145百万円となっております。これは主に為替差益が前事業年度比64百万円増加したことによるものです。また、当事業年度の営業外費用は前事業年度に比べ14.6%減少し64百万円となっております。これは主に支払利息が前事業年度比17百万円減少したことによるものです。

#### 特別損益の分析

当事業年度の特別利益は前事業年度と同様、計上なしとなりました。また、当事業年度の特別損失は前事業年度に比べ6,486百万円減少し、2百万円となっております。これは前事業年度に6,480百万円計上したたな卸資産評価損が当事業年度は計上なしとなったことによるものです。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、生産・回収精製設備を中心に、177百万円の設備投資を実施しました。また、主要な設備は各セグメントが共有しているものが含まれるため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は国内に3ヶ所の工場を運営しております。また国内に3ヶ所の営業所を有している他、つくば工場内につくば研究開発センターを設けております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
つくば工場 (茨城県筑西市)	工業用貴金属 製品生産設備	1,058	2,096	514 (22,386.93)	39	24	3,733	154 (82)
土浦工場 (茨城県土浦市)	工業用貴金属 精製回収設備	1,358	1,428	1,097 (44,421.96)	3	7	3,895	44 (17)
千歳工場 (北海道千歳市)	センサー部品 生産設備	168	10	-	1	0	180	6 (0)
本社 (東京都豊島区)	管理販売設備	10	-	-	4	2	17	75 (19)
名古屋営業所	販売設備	0	-	-	2	0	3	11 (0)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他に主要なリース設備として、以下のものがあります。

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	土地面積 (千㎡)	年間賃借料又は リース料 (百万円)
つくば工場 (茨城県筑西市)	工業用貴金属 製品生産設備 (リース)	154 (82)	22	30

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、景気動向、投資効率を総合的に勘案して、策定しております。

なお、平成27年6月30日現在における重要な設備の新設、除却の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,671,520
計	16,671,520

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,265,212	7,265,212	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	7,265,212	7,265,212	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年3月30日臨時株主総会決議に基づく第1回新株予約権の付与

平成18年4月10日発行の新株予約権(ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	38(注)1,2	31(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,200(注)1,3,7,8	12,400(注)1,3,7,8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,175(注)4,7,8	1株当たり1,175(注)4,7,8
新株予約権の行使期間	平成21年4月3日から 平成28年3月29日まで	平成21年4月3日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,175 資本組入額 1株当たり587.50 (注)7,8	発行価格 1株当たり 1,175 資本組入額 1株当たり587.50 (注)7,8
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、権利を喪失するものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
6. 新株予約権を譲渡し、または、これに担保権を設定することができない。
7. 平成19年3月27日開催の取締役会決議により、平成19年5月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 平成22年2月18日開催の取締役会決議により、平成22年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年3月30日臨時株主総会決議に基づく第2回新株予約権の付与  
平成18年5月25日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1,2	2(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800(注)1,3,7,8	800(注)1,3,7,8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,175(注)4,7,8	1株当たり1,175(注)4,7,8
新株予約権の行使期間	平成21年4月3日から 平成28年3月29日まで	平成21年4月3日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,175 資本組入額 1株当たり587.50 (注)7,8	発行価格 1株当たり 1,175 資本組入額 1株当たり587.50 (注)7,8
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から権利放棄により失権した者の当該数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。
3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

5. (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、権利を喪失するものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
6. 新株予約権を譲渡し、または、これに担保権を設定することができない。
7. 平成19年3月27日開催の取締役会決議により、平成19年5月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 平成22年2月18日開催の取締役会決議により、平成22年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年9月29日定時株主総会決議に基づく平成22年10月18日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1	3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり4,698.03 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月19日から 平成52年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 4,698.03 資本組入額 1株当たり 2,349.015	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成22年10月18日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ $\sigma$ ）：平成19年3月27日から平成22年10月18日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $\lambda$ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成51年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

平成22年9月29日定時株主総会決議に基づく平成23年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1	3,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,918.22 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月18日から 平成53年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,918.22 資本組入額 1株当たり 1,459.11	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。  
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成23年10月17日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ $\sigma$ ）：平成19年3月27日から平成23年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $\lambda$ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成22年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

平成22年9月29日定時株主総会決議に基づく平成24年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1	3,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,664.35 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年10月18日から 平成54年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,664.35 資本組入額 1株当たり 832.175	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。  
2. 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成24年10月17日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ $\sigma$ ）：平成19年3月27日から平成24年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $\lambda$ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成53年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

平成22年9月29日定時株主総会決議に基づく平成25年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1	3,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,210.11 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月18日から 平成55年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,210.11 資本組入額 1株当たり 1,105.055	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。  
2. 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成25年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ $\sigma$ ）：平成19年3月27日から平成25年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $\lambda$ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

平成22年9月29日定時株主総会決議に基づく平成26年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年8月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1	3,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,994.97 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月18日から 平成56年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,994.97 資本組入額 1株当たり 997.485	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。  
2. 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成26年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ $\sigma$ ）：平成19年3月27日から平成26年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $\lambda$ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成55年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年3月30日 (注)1	5,400	2,922,406	6	1,902	6	1,871
平成22年4月1日 (注)2	2,922,406	5,844,812	-	1,902	-	1,871
平成22年4月2日～ 平成22年6月30日 (注)1	1,600	5,846,412	1	1,903	1	1,872
平成22年7月1日～ 平成23年6月30日 (注)1	2,800	5,849,212	1	1,904	1	1,873
平成23年2月25日 (注)3	1,416,000	7,265,212	3,540	5,445	3,540	5,414

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 有償第三者割当(平成23年2月25日付で払込手続き実施)

発行価格 5,000円

資本組入額 2,500円

割当先 田中貴金属工業株式会社 1,416,000株

(6) 【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	20	17	41	1	1,387	1,480	-
所有株式数(単元)	-	11,465	456	28,823	8,986	1	22,907	72,638	1,412
所有株式数の割合(%)	-	15.78	0.63	39.68	12.37	0.00	31.54	100.00	-

(注) 自己株式100,334株は、「個人その他」に1,003単元及び「単元未満株式の状況」に34株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内2-3-1	1,452,288	19.99
田中貴金属工業(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3	1,416,000	19.49
古屋 堯民	東京ビルディング22階 東京都杉並区	787,532	10.84
ロンミン・ピーエルシー(常任代理人ハーバード・スミス外国法事務弁護士事務所)	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー41階	400,000	5.51
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	358,900	4.94
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	170,000	2.34
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	東京都新宿区新宿6-27-30	154,300	2.12
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	140,000	1.93
古屋 慶夫	さいたま市緑区	123,500	1.70
古屋 圭紀	東京都杉並区	104,000	1.43
計	-	5,106,520	70.29

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成27年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式100,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式7,163,500	71,635	-
単元未満株式	普通株式1,412	-	-
発行済株式総数	7,265,212	-	-
総株主の議決権	-	71,635	-

【自己株式等】

平成27年 6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フルヤ金属	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号	100,300	-	100,300	1.38
計	-	100,300	-	100,300	1.38

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成18年3月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年3月30日(平成18年4月10日発行)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員及び顧問 186名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 付与対象者は、取締役会決議時には186名でありましたが、35名は退職による権利放棄により失権しております。

2. 臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数は18,600株(平成19年5月1日の株式分割後37,200株、平成22年4月1日の株式分割後74,400株)でありましたが、付与対象者の退職による失権により60,400株となっております。

決議年月日	平成18年3月30日(平成18年5月25日発行)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 5名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 付与対象者は、取締役会決議時には5名でありましたが、1名は権利放棄により失権しております。

2. 臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数は500株(平成19年5月1日の株式分割後1,000株、平成22年4月1日の株式分割後2,000株)でありましたが、付与対象者の権利放棄による失権により1,600株となっております。

(平成22年9月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)付与対象者は、取締役会決議時には5名でありましたが、2名は退職により権利を行使しております。

決議年月日	平成23年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成24年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成25年 9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成26年 9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

当期間における取得自己株式には、平成27年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストックオプションによる権利行使)	5,600	16,900,968	2,800	8,450,484
保有自己株式数	100,334	-	97,534	-

当期間における保有自己株式には、平成27年9月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使、単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績に対応して行うことを基本としておりますが、安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会でありませ

ず。  
上記方針に基づき、第47期の配当につきましては、1株当たり50円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える最新製造技術・研究開発体制を強化し、さらには、新規事業戦略の展開を図るために有効投資して参りたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、中間配当の実施については、諸条件を勘案しながら慎重に検討して参る所存であります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
平成27年9月28日定時株主総会決議	358	50

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
最高(円)	5,650	5,130	3,345	3,255	3,245
最低(円)	3,430	2,240	2,061	2,036	2,330

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

#### (2)【最近6ヶ月の月別最高・最低株価】

月別	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月
最高(円)	3,190	2,998	2,939	2,815	2,756	2,815
最低(円)	2,850	2,664	2,685	2,649	2,663	2,575

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長		古屋堯民	昭和18年8月23日生	昭和41年4月 西村工業(株)(現株ニッカトー)入社 昭和43年8月 当社監査役就任 昭和47年3月 当社入社 昭和51年3月 営業部長 昭和62年8月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	7,865
取締役	内部監査室 長兼業務管理部長	島崎一夫	昭和30年8月29日生	昭和55年8月 当社入社 平成14年7月 つくば工場長兼業務管理室長 平成15年10月 執行役員つくば工場長兼業務管理室長 平成18年11月 執行役員つくば工場長兼業務部長 平成19年9月 当社取締役就任 平成21年4月 取締役内部監査室長就任 平成22年4月 取締役内部監査室長兼業務管理部長就任 平成26年1月 取締役業務管理部長就任 平成26年7月 取締役営業管理部長就任 平成27年7月 取締役内部監査室長兼業務管理部長就任(現任)	(注)3	40
取締役	第一研究開発部長兼第一製造部長	丸子智弘	昭和41年3月26日生	平成3年4月 当社入社 平成17年7月 研究開発部長就任 平成18年7月 製造部長兼研究開発部長就任 平成19年10月 執行役員製造部長兼研究開発部長就任 平成21年4月 執行役員つくば工場長兼業務部長就任 平成21年7月 執行役員つくば工場長兼工場管理部長兼品質保証部長就任 平成21年9月 当社取締役つくば工場長兼工場管理部長兼品質保証部長就任 平成22年7月 取締役つくば工場長兼工場管理部長就任 平成23年8月 取締役つくば工場長兼工場長室長兼研究開発部長兼品質保証部長就任 平成24年7月 取締役つくば工場長兼研究開発部長兼品質保証部長就任 平成25年1月 取締役研究開発部長就任 平成27年7月 取締役第一研究開発部長兼第一製造部長就任(現任)	(注)3	104
取締役	地金部長	河又隆	昭和31年10月20日生	昭和63年5月 当社入社 平成16年4月 地金部長 平成18年10月 執行役員地金部長就任 平成23年8月 執行役員地金部長兼業務部長就任 平成23年9月 取締役地金部長兼業務部長 平成27年1月 取締役地金部長就任(現任)	(注)3	6
取締役	総務部長	大石一夫	昭和30年9月17日生	平成20年3月 当社入社 平成20年7月 経理部長 平成21年10月 執行役員経理部長就任 平成23年7月 執行役員総務部長就任 平成23年9月 取締役総務部長就任(現任)	(注)3	10
取締役	経理部長	榊田裕之	昭和32年4月24日生	平成21年12月 当社入社 平成23年7月 経理部長 平成25年10月 執行役員経理部長就任 平成27年9月 取締役経理部長就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		油木田祐策	昭和38年9月19日生	昭和61年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年12月 TRILAND METALS LTD Coordinator & Director 平成21年3月 三菱商事株式会社鉄鋼原料本部一般炭 事業ユニット次長 平成25年4月 Mistubishi Corporation RtM International Pte.Ltd. 貴金属担当Senior Vice President 平成27年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社ベースメ タル・貴金属本部副本部長兼貴金属事 業部長(現任) 平成27年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 1、3	-
取締役		平野伊三夫	昭和33年1月1日生	昭和56年3月 田中貴金属工業株式会社入社 平成19年6月 田中貴金属販売株式会社取締役就任 平成21年6月 田中貴金属インターナショナル株式会 社取締役就任 平成22年4月 田中貴金属販売株式会社常務取締役、 田中貴金属インターナショナル株式会 社常務取締役就任 平成23年6月 TANAKAホールディングス株式会社常務 取締役就任 平成24年9月 当社取締役(現任) 平成25年1月 TANAKAホールディングス株式会社取締 役常務執行役員技術・マーケティング 本部本部長就任(現任)	(注) 1、3	-
取締役		ウィルマ・ス ワーツ	1970年5月23日生	2005年3月 インベリアル カー レンタル社取締役就 任 2007年12月 ロンミンP L C 入社 2009年6月 同社販売市場開拓本部長(現任) 2011年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 1、3	-
常勤監査役		大田垣吉展	昭和22年7月14日生	平成18年11月 当社入社 営業本部第二営業部長就任 平成21年9月 当社監査役就任(現任) 平成23年9月 株式会社韓国フルヤメタル監査役就任 (現任)	(注)4	12
監査役		福嶋弘榮	昭和22年9月18日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成17年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 2、4	-
監査役		青木隆	昭和25年5月29日生	昭和49年4月 ソニー株式会社入社 平成2年5月 ソニー生命保険会社入社 平成10年6月 ソニー・インシュランス・プランニン グ株式会社(現 ソニー損害保険株式 会社)入社 平成11年9月 ソニー損害保険株式会社 執行役員就 任 平成23年6月 ソニー損害保険株式会社 退職 平成27年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 2、4	-
計						8,047

- (注) 1. 取締役油木田祐策、平野伊三夫及びウィルマ・スワーツは、社外取締役であります。  
2. 監査役福嶋弘榮及び青木隆は、社外監査役であります。  
3. 平成27年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
4. 平成27年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

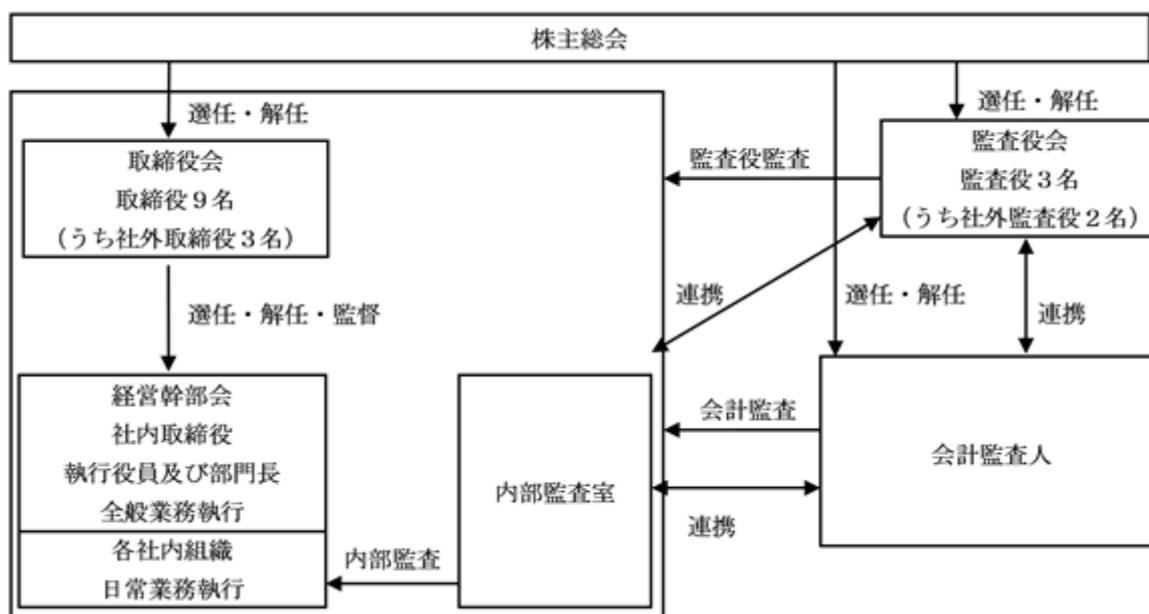
当社では、経営基準を「クライアント・ファースト（顧客第一主義）」、「従業員の生涯教育による少数精鋭、専門集団化」、「環境負荷ゼロ」と定め、日常の業務を推進しております。これらを実現するため、また、お客様に満足感を得ていただくための豊富な専門的知識を常に持ち続けるために、従業員の教育が非常に重要であると考えております。また、当社は環境への配慮を業務の中で意識するよう徹底を図っており、つくば工場及び土浦工場においては、ISO14001を取得しております。更に当社は、次世代を担う人材の育成にも力を入れております。

このような企業風土の中で、社外取締役、監査役により業務の執行を監督し、経営の透明化、健全性、遵法性の確保を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

企業統治の体制

#### a．企業統治体制の概要及び当該企業統治体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。現状、当社において最善であると判断しております。



#### b．内部統制システムの整備状況

##### ・取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

##### ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

##### ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- c. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況  
当社取締役が、法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収しております。また、内部監査室は子会社に対して監査を行い、その結果は代表取締役、及び所管業務関連部署長へ報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。
- d. リスク管理体制の整備状況  
重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等から助言を受けることにより、より適切な企業活動を可能にしております。また、当社は、総務部をコンプライアンス推進担当部署とし、同部署が当社社員に対して研修会等を実施し、全社的なコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- e. 責任限定契約の内容の概要  
当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金5百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。  
また、当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は金3百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部統制の有効性及び実際の業務執行状況につきましては、代表取締役社長の直轄組織である内部監査室を設置し、3名の内部監査室員と監査役との連携により計画的な内部監査を実施しております。監査の結果は代表取締役社長に報告され、必要に応じて改善措置を講じております。当社の取扱う原材料が貴金属であることから、たな卸資産及び支給材に関する監査は定期的に行われ、取締役間の相互牽制並びに部門長による業務執行の監督及びリスクマネジメントに役立っております。内部監査室は監査役及び会計監査人との連携を密にし、的確な監査を実施するように努めております。監査役は、会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行うことで相互の連携を高め、内部統制部門である内部監査室がサポートする体制となっております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、個別に判断しております。

社外取締役油木田祐策氏は、当社の大株主である三菱商事株式会社100%出資子会社、三菱商事R t Mジャパン株式会社のベースメタル・貴金属本部副本部長兼貴金属事業部長であります。当社と三菱商事R t Mジャパン株式会社の間には原材料の仕入及び販売に関する取引があります。当社の大株主である田中貴金属工業株式会社は当社取締役として指名される候補者1名の任命権を有しております。田中貴金属工業株式会社からは同社の親会社である株式会社TANAKAホールディングスの取締役常務執行役員である平野伊三夫氏を社外取締役として招聘しております。当社と田中貴金属工業株式会社の間には原材料の仕入、及び製品の販売に関する取引があります。また、当社の大株主である英国ロンミン社は当社取締役として指名される候補者1名の任命権を有しております。英国ロンミン社からは同社のP L C販売市場開拓本部長であるウィルマ・スワーツ氏を社外取締役として招聘しております。当社は三菱商事R t Mジャパン株式会社を通じて同社の子会社であるウエスタンプラチナム社から原材料を仕入れております。これらのいずれの取引も一般の取引条件と同様に決定しております。

社外監査役は、会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行うことで相互の連携を高め、内部統制部門である内部監査室がサポートする体制となっております。また、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制となっております。なお、社外監査役とは、人的関係を有さず、当社との間に特に利害関係はありません。

## 役員報酬等

### a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び総額の対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬額の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	99	69	7	22	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	0	-	1
社外役員	8	7	-	0	-	2

### b. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の員数(名)	内 容
39	4	使用人としての給与であります。

### c. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役ならびに監査役に対する報酬額の決定は株主総会の決議によるそれぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議に基づき決定しております。

なお、役員個々の金額決定に際しては役位、就任年、業績などを総合的に勘案して決定しております。

## 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は桐川聡(当事業年度を含む継続監査年数2年)、石井雅也(当事業年度を含む継続監査年数7年)の2名で、太陽有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係わる補助者は公認会計士5名、その他3名であります。

## 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することを定款に定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 取締役の員数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款にて定めております。

## 取締役の選任

取締役は、株主総会の決議によって選任いたします。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

## 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 3 百万円

ロ．保有目的が純投資以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
株式会社オハラ	5,400	3	企業間取引の強化

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
株式会社オハラ	5,400	3	企業間取引の強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度および当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益および評価損益の合計額

該当事項はありません。

ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
22	-	21	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模や業務内容、監査日数等を勘案し、監査人と協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日付をもって、名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

### 3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.65%
売上高基準	0.83%
利益基準	1.32%
利益剰余金基準	1.80%

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準の内容等を適切に把握し、適正な財務報告を実現できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入、外部研修・セミナー等への参加、及び専門誌の定期購読等を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	701	1,158
受取手形	82	107
売掛金	3,357	2,821
商品及び製品	755	608
仕掛品	734	1,458
原材料及び貯蔵品	5,164	5,267
前払費用	47	46
繰延税金資産	674	523
関係会社短期貸付金	101	121
未収消費税等	161	499
その他	5	6
流動資産合計	11,785	12,620
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,451,109	1,453,335
減価償却累計額	2,567	2,794
建物(純額)	2,541	2,540
構築物	227	243
減価償却累計額	176	188
構築物(純額)	50	54
機械及び装置	1,460,011	1,465,538
減価償却累計額	2,738	3,003
機械及び装置(純額)	3,273	3,535
車両運搬具	5	5
減価償却累計額	5	5
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	199	212
減価償却累計額	159	176
工具、器具及び備品(純額)	40	36
土地	1,1612	1,1612
リース資産	177	193
減価償却累計額	114	140
リース資産(純額)	62	52
建設仮勘定	902	9
有形固定資産合計	8,482	7,840
<b>無形固定資産</b>		
特許権	1	0
ソフトウェア	3	13
電話加入権	2	2
施設利用権	87	76
商標権	0	0
リース資産	8	3
無形固定資産合計	103	96

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	6	6
関係会社株式	117	117
保険積立金	19	25
長期前払費用	5	3
繰延税金資産	1,649	1,011
その他	60	55
投資その他の資産合計	3 1,858	3 1,219
固定資産合計	10,444	9,157
資産合計	22,230	21,777

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,980	2,215
短期借入金	1,800	-
1年内返済予定の長期借入金	1,173	1,128
リース債務	30	24
未払金	255	331
未払法人税等	27	97
賞与引当金	154	209
役員賞与引当金	25	29
設備関係未払金	79	9
前受金	93	31
その他	70	106
流動負債合計	5,252	4,340
固定負債		
長期借入金	1,207	1,164
リース債務	40	30
長期未払金	406	406
退職給付引当金	322	365
資産除去債務	15	15
その他	4	4
固定負債合計	2,868	2,466
負債合計	8,121	6,807
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,445	5,445
資本剰余金		
資本準備金	5,414	5,414
資本剰余金合計	5,414	5,414
利益剰余金		
利益準備金	9	9
その他利益剰余金		
別途積立金	80	80
繰越利益剰余金	3,442	4,279
利益剰余金合計	3,532	4,369
自己株式	319	302
株主資本合計	14,071	14,925
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	1
評価・換算差額等合計	1	1
新株予約権	38	45
純資産合計	14,109	14,970
負債純資産合計	22,230	21,777

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
<b>売上高</b>		
製品売上高	27,033	21,251
商品売上高	333	312
売上高合計	27,367	21,564
<b>売上原価</b>		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	2,632	754
当期製品製造原価	1 24,763	1 17,205
合計	27,396	17,960
製品他勘定振替高	1,132	-
製品期末たな卸高	2,337	606
製品売上原価	23,926	17,353
商品売上原価		
商品期首たな卸高	3	0
当期商品仕入高	263	257
合計	266	258
商品期末たな卸高	0	1
商品売上原価	265	257
売上原価合計	24,191	17,610
売上総利益	3,176	3,954
販売費及び一般管理費	2, 3 1,947	2, 3 2,029
営業利益	1,228	1,924
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2	1
受取配当金	0	0
為替差益	38	102
助成金収入	-	22
デリバティブ評価益	0	-
設備賃貸料	28	6
その他	26	11
営業外収益合計	95	145
<b>営業外費用</b>		
支払利息	72	55
その他	2	8
営業外費用合計	75	64
経常利益	1,248	2,005
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	4 7	-
固定資産除却損	5 1	5 2
たな卸資産評価損	6 6,480	-
特別損失合計	6,489	2
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	5,240	2,002
法人税、住民税及び事業税	19	80
法人税等調整額	2,327	788
法人税等合計	2,307	868
当期純利益又は当期純損失( )	2,933	1,133

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	20,571	86.3	14,327	79.9
労務費		1,099	4.6	1,422	7.9
経費		2,169	9.1	2,180	12.2
当期総製造費用		23,840	100.0	17,929	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,861		734	
合計		25,702		18,664	
期末仕掛品たな卸高		938		1,458	
当期製品製造原価		24,763		17,205	

(原価計算の方法)

実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
外注加工費(百万円)	475	314
減価償却費(百万円)	499	557
工場消耗品費(百万円)	322	400
水道光熱費(百万円)	182	216

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,445	5,414	5,414	9	80	6,669	6,758	331	17,286
当期変動額									
剰余金の配当						286	286		286
当期純損失（ ）						2,933	2,933		2,933
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分						7	7	12	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,226	3,226	11	3,214
当期末残高	5,445	5,414	5,414	9	80	3,442	3,532	319	14,071

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0	30	17,316
当期変動額				
剰余金の配当				286
当期純損失（ ）				2,933
自己株式の取得				0
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	7	7
当期変動額合計	0	0	7	3,207
当期末残高	1	1	38	14,109

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,445	5,414	5,414	9	80	3,442	3,532	319	14,071	
当期変動額										
剰余金の配当						286	286		286	
当期純利益						1,133	1,133		1,133	
自己株式の取得										
自己株式の処分						10	10	16	6	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計						836	836	16	853	
当期末残高	5,445	5,414	5,414	9	80	4,279	4,369	302	14,925	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1	1	38	14,109
当期変動額				
剰余金の配当				286
当期純利益				1,133
自己株式の取得				
自己株式の処分				6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	7	7
当期変動額合計	0	0	7	861
当期末残高	1	1	45	14,970

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	5,240	2,002
減価償却費	542	591
賞与引当金の増減額( は減少)	2	55
役員賞与引当金の増減額( は減少)	0	3
退職給付引当金の増減額( は減少)	38	43
受取利息及び受取配当金	2	1
株式報酬費用	7	7
支払利息	72	55
為替差損益( は益)	38	102
デリバティブ評価損益( は益)	0	-
固定資産売却損益( は益)	7	-
固定資産除却損	1	2
売上債権の増減額( は増加)	1,036	614
たな卸資産の増減額( は増加)	8,362	680
仕入債務の増減額( は減少)	961	311
未収消費税等の増減額( は増加)	80	338
その他の資産の増減額( は増加)	37	47
その他の負債の増減額( は減少)	80	14
小計	1,951	2,596
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	77	54
法人税等の支払額	12	40
法人税等の還付額	190	-
補助金の受取額	-	199
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,053	2,703
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	896	246
無形固定資産の取得による支出	0	13
関係会社貸付けによる支出	42	20
その他投資の増加による支出	5	5
その他投資の減少による収入	3	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	941	281
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	1,200	800
長期借入れによる収入	1,200	1,000
長期借入金の返済による支出	1,859	1,885
ストックオプションの行使による収入	4	6
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	286	286
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,140	1,965
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,028	457
現金及び現金同等物の期首残高	1,729	701
現金及び現金同等物の期末残高	701	1,158

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の族性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

(3) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械及び装置の一部については、取替法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6．引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

## 7．ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a．ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

#### b．ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

## 8．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 9．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

### (追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
建物	1,777百万円	1,767百万円
機械及び装置	15	12
土地	1,612	1,612
計	3,405	3,391

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
短期借入金	344百万円	-百万円
1年内返済予定長期借入金	685	419
長期借入金	594	557
計	1,623	976

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円	8,000百万円
貸出実行残高	800	-
差引額	9,200	8,000

3 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
投資その他の資産	2百万円	2百万円

- 4 当事業年度に取得した資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は199百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物56百万円、機械及び装置142百万円であります。

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
	5百万円	153百万円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度10%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度90%であります。  
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
役員報酬	107百万円	126百万円
給料手当	462	442
賞与	24	47
賞与引当金繰入額	49	61
退職給付費用	30	25
株式報酬費用	7	7
旅費交通費	124	119
減価償却費	13	11
賃借料	135	122
役員賞与引当金繰入額	25	29
支払手数料	339	402
研究開発費	285	297

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
一般管理費	285百万円	297百万円

- 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
機械及び装置	7百万円	- 百万円

- 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
機械及び装置	0百万円	2百万円
工具、器具及び備品	0	0
車両運搬具	0	-
建物	0	0
計	1	2

- 6 特別損失の計上について

たな卸資産評価損の内容は、前事業年度において、製品市場の著しい環境悪化と貴金属相場の大幅な下落により、一部の貴金属について帳簿価額を回収可能額まで減額したことによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,265,212	-	-	7,265,212
合計	7,265,212	-	-	7,265,212
自己株式				
普通株式(注)1,2	109,903	31	4,000	105,934
合計	109,903	31	4,000	105,934

(注)1.自己株式の増加31株は単元未満株式の買取によるものであります。

2.自己株式の減少4,000株はストック・オプション行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成22年第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	14
	平成23年第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,600	-	-	3,600	10
	平成24年第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,600	-	-	3,600	5
	平成25年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権(注)2	普通株式	-	3,600	-	3,600	7
合計		-	10,200	3,600	-	13,800	38

(注)1.目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2.平成25年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、ストック・オプションの発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	286	40	平成25年6月30日	平成25年9月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	286	利益剰余金	40	平成26年6月30日	平成26年9月29日

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	7,265,212	-	-	7,265,212
合計	7,265,212	-	-	7,265,212
自己株式				
普通株式(注)	105,934	-	5,600	100,334
合計	105,934	-	5,600	100,334

(注)自己株式の減少5,600株はストック・オプション行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成22年第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	14
	平成23年第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,600	-	-	3,600	10
	平成24年第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,600	-	-	3,600	5
	平成25年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,600	-	-	3,600	7
	平成26年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権(注)2	普通株式	-	3,600	-	3,600	7
合計		-	13,800	3,600	-	17,400	45

(注)1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 平成26年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、ストック・オプションの発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	286	40	平成26年6月30日	平成26年9月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月28日 定時株主総会	普通株式	358	利益剰余金	50	平成27年6月30日	平成27年9月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しています。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しています。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として生産設備(機械及び装置、工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

(単位: 百万円)

	前事業年度(平成26年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	209	184	25
工具、器具及び備品	75	47	27
ソフトウェア	-	-	-
合計	285	231	53

(単位: 百万円)

	当事業年度(平成27年6月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	19	3	15
工具、器具及び備品	89	63	25
ソフトウェア	24	21	3
合計	133	88	44

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	25	20
1年超	29	24
合計	54	45

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い  
ため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)	当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
支払リース料	71	34
減価償却費相当額	65	31
支払利息相当額	1	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法  
については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社が、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。また、関係会社に対し短期貸付を行っております。関係会社の財務状況等により、回収が遅延するリスクに晒されておりますが、財務状況等を逐次把握し、リスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年6月30日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	701	701	-
(2) 受取手形	82	82	-
(3) 売掛金	3,357	3,357	-
(4) 関係会社短期貸付金	101	101	-
(5) 投資有価証券	3	3	-
資産計	4,246	4,246	-
(1) 買掛金	1,980	1,980	-
(2) 短期借入金	800	800	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,735	1,748	13
(4) リース債務（流動負債）	30	30	0
(5) 長期借入金	2,079	2,058	20
(6) リース債務（固定負債）	40	35	5
負債計	6,666	6,653	12
デリバティブ取引(*)	0	0	-

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（平成27年6月30日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	1,158	1,158	-
(2) 受取手形	107	107	-
(3) 売掛金	2,821	2,821	-
(4) 関係会社短期貸付金	121	121	-
(5) 投資有価証券	3	3	-
資産計	4,212	4,212	-
(1) 買掛金	2,215	2,215	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,284	1,293	9
(4) リース債務（流動負債）	24	24	0
(5) 長期借入金	1,645	1,635	9
(6) リース債務（固定負債）	30	28	2
負債計	5,200	5,198	2
デリバティブ取引(*)	-	-	-

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) リース債務（流動負債）、(6) リース債務（固定負債）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
非上場株式	3	3
関係会社株式	117	117

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	701	-	-	-	-	-
受取手形	82	-	-	-	-	-
売掛金	3,357	-	-	-	-	-
関係会社短期貸付金	101	-	-	-	-	-
合計	4,242	-	-	-	-	-

当事業年度（平成27年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	1,158	-	-	-	-	-
受取手形	107	-	-	-	-	-
売掛金	2,821	-	-	-	-	-
関係会社短期貸付金	121	-	-	-	-	-
合計	4,208	-	-	-	-	-

4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成26年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
買掛金	1,980	-	-	-	-	-
短期借入金	800	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	1,735	-	-	-	-	-
リース債務（流動負債）	30	-	-	-	-	-
長期借入金	-	1,084	600	335	60	-
リース債務（固定負債）	-	21	7	4	3	4
合計	4,546	1,105	607	339	63	4

当事業年度（平成27年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
買掛金	2,215	-	-	-	-	-
短期借入金	-	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	1,284	-	-	-	-	-
リース債務（流動負債）	24	-	-	-	-	-
長期借入金	-	800	527	260	57	-
リース債務（固定負債）	-	10	7	6	4	1
合計	3,525	810	534	266	62	1

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式88百万円、関連会社株式28百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式88百万円、関連会社株式28百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	3	4	1
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3	4	1
合計		3	4	1

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	3	4	1
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3	4	1
合計		3	4	1

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度(平成26年6月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	330	-	330	0
	買建				
	英ポンド	-	-	-	-
合計		330	-	330	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(平成27年6月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	-	-	-	-
	買建				
	英ポンド	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成26年6月30日)

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金の利息	630	350	( )

( )金利スワップの特例処理によるものは、長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

当事業年度（平成27年6月30日）

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金の利息	1,502	1,092	( )

( )金利スワップの特例処理によるものは、長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
退職給付引当金の期首残高	283百万円	322百万円
退職給付費用	52	57
退職給付の支払額	13	14
制度への拠出額	0	0
退職給付引当金の期末残高	322	365

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度56百万円 当事業年度59百万円

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成25年7月1日 至平成26年6月30日）0百万円、当事業年度（自 平成26年7月1日 至平成27年6月30日）0百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	7	7

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年4月 Stock・オプション	平成18年5月 Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 180名 当社顧問 6名	当社従業員 5名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 74,400株	普通株式 2,000株
付与日	平成18年4月10日	平成18年5月25日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、権利を喪失するものとする。新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、権利を喪失するものとする。新株予約権者は、当社の普通株式にかかる株券が上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 平成18年4月10日 至 平成21年4月2日	自 平成18年5月25日 至 平成21年4月2日
権利行使期間	自 平成21年4月3日 至 平成28年3月29日	自 平成21年4月3日 至 平成28年3月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成22年4月1日付けの株式分割(1株につき2株の分割)に伴う調整を行っております。

	平成22年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,800株	普通株式 3,600株
付与日	平成22年10月18日	平成23年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成51年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成52年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年10月19日 至 平成52年10月18日	自 平成23年10月18日 至 平成53年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成24年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	平成25年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,600株	普通株式 3,600株
付与日	平成24年10月17日	平成25年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成53年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年10月18日 至 平成54年10月17日	自 平成25年10月18日 至 平成55年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成26年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,600株
付与日	平成26年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成55年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月18日 至 平成56年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	20,800	800
権利確定	-	-
権利行使	5,600	-
失効	-	-
未行使残	15,200	800

	平成22年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	3,000	3,600
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	3,000	3,600

	平成24年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	平成25年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	3,600	3,600
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	3,600	3,600

	平成26年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	3,600
失効	-
権利確定	3,600
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	3,600
権利行使	-
失効	-
未行使残	3,600

単価情報

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,175	1,175
行使時平均株価 (円)	2,762	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成22年4月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)に伴う調整を行っております。

	平成22年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年第2回 株式報酬型 ストック・オプション	平成24年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	平成25年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	4,698.03	2,918.22	1,664.35	2,210.11

	平成26年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,994.97

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成26年第5回株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

A. 使用した評価技法 ブラック・シールズ式

B. 主な基礎数値及び見積方法

各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の  $d_1$  の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：平成26年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ( $\sigma$ )：平成19年3月27日から平成26年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り( $\lambda$ )：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数( $N(\cdot)$ )

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金繰入額否認	54百万円	69百万円
退職給付引当金繰入額否認	114	118
長期未払金否認	144	131
未払事業税否認	3	11
役員賞与引当金繰入額否認	9	9
繰越欠損金	1,673	1,224
たな卸資産評価損	572	118
その他	31	58
繰延税金資産小計	2,605	1,741
評価性引当金	159	147
繰延税金資産合計	2,445	1,594
<b>繰延税金負債</b>		
たな卸資産評価変更調整金額	117	54
その他	4	4
繰延税金負債合計	121	59
繰延税金資産の純額	2,323	1,535

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	674百万円	523百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,649百万円	1,011百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年は税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

	当事業年度 (平成27年6月30日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
試験研究費等税額控除	1.2
住民税均等割	0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.2
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は144百万円減少し、法人税等調整額は144百万円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

千歳工場用の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から38年と見積り、割引率は1.841%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
期首残高	15百万円	15百万円
時の経過による調整額	0	0
期末残高	15	15

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、工業用貴金属製品の製造販売を中心に事業展開しております。

当社は、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「電子」、「薄膜」、「センサー」及び「その他」の四つを報告セグメントとしております。

「電子」は、電子製品の製造過程に用いられる電子部品の製造販売を、「薄膜」は、薄膜形成に使用される貴金属ターゲットの製造販売を、「センサー」は、主に半導体製造装置に用いられる温度センサーの製造販売を、「その他」は、貴金属化合物の製造販売及び貴金属の回収・精製等をそれぞれ行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失等の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失等の金額に関する情報

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子	薄膜	センサー	その他	
売上高					
外部顧客への売上高	16,497	5,151	1,577	4,141	27,367
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
セグメント利益	2,048	338	448	346	3,181

(注) 1. セグメント利益の合計額はたな卸資産5百万円評価減前の売上総利益であり、当事業年度損益計算書の売上総利益と一致しておりません。

2. 資産の額につきましては、報告セグメントに跨って同一の製造工程を用いる場合があるため、投資の意思決定上においても区分しておらず、各報告セグメントに配分しておりません。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子	薄膜	センサー	その他	
売上高					
外部顧客への売上高	11,368	5,559	1,757	2,878	21,564
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
セグメント利益	2,302	906	564	334	4,108

(注) 1. セグメント利益の合計額はたな卸資産153百万円評価減前の売上総利益であり、当事業年度損益計算書の売上総利益と一致しておりません。

2. 資産の額につきましては、報告セグメントに跨って同一の製造工程を用いる場合があるため、投資の意思決定上においても区分しておらず、各報告セグメントに配分しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	3,181	4,108
たな卸資産評価減	5	153
財務諸表の売上総利益	3,176	3,954

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

地域	日本	アジア (日本以外)	北米	欧州	合計
外部顧客への 売上高	22,363	3,078	1,857	68	27,367

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事 R t M ジャパン(株)	11,734	電子

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

地域	日本	アジア (日本以外)	北米	欧州	合計
外部顧客への 売上高	16,807	3,572	1,124	60	21,564

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事 R t M ジャパン(株)	3,910	電子

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
法人主要株主	三菱商事株式会社	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有)直接 20.27	仕入先販売先	支払手数料	-	未払金	0
法人主要株主	田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区	500	貴金属製品製造・販売	(被所有)直接 19.77	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	2,517	買掛金	45
							製品の販売 (注2)	20	売掛金	8
							雑費	42	未払費用	1
法人主要株主の子会社	三菱商事RtMジャパン株式会社	東京都千代田区	3,143	金属資源トレーディング	-	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	9,679	買掛金	300
							製品の販売 (注2)	11,734	売掛金	-
							雑費	197	未払費用	16

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売及び原材料の仕入については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）  
財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
法人主要株主	三菱商事株式会社	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 20.27	仕入先販売先	支払手数料	-	未払金	-
法人主要株主	田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区	500	貴金属製品製造・販売	(被所有) 直接 19.77	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	2,639	買掛金	-
							製品の販売 (注2)	143	売掛金	4
							雑費	29	未払費用	2
法人主要株主の子会社	三菱商事RtMジャパン株式会社	東京都千代田区	3,143	金属資源トレーディング	-	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	6,198	買掛金	1,151
							製品の販売 (注2)	3,910	売掛金	102
							雑費	187	未払費用	20

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売及び原材料の仕入については、市場価格を参考に決定しております。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
1株当たり純資産額 1,965.35円	1株当たり純資産額 2,083.00円
1株当たり当期純損失金額 ( ) 409.73円	1株当たり当期純利益金額 158.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 157.67円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( ) 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( )		
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	2,933	1,133
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	2,933	1,133
期中平均株式数 (千株)	7,265	7,265
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	-	1,133
普通株式増加数 (千株)	-	27
(うち新株予約権 (千株))	( - )	( - )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,109	227	1	5,335	2,794	227	2,540
構築物	227	15	-	243	188	11	54
機械及び装置	6,011	595	68	6,538	3,003	285	3,535
車両運搬具	5	-	-	5	5	0	0
工具、器具及び備品	199	16	2	212	176	20	36
土地	1,612	-	-	1,612	-	-	1,612
リース資産	177	16	-	193	140	26	52
建設仮勘定	902	9	902	9	-	-	9
有形固定資産計	14,245	880	974	14,150	6,309	571	7,840
無形固定資産							
特許権	3	-	-	3	2	0	0
商標権	0	-	-	0	0	0	0
ソフトウェア	15	13	-	28	15	3	13
電話加入権	2	-	-	2	-	-	2
施設利用権	159	-	-	159	83	10	76
リース資産	35	-	-	35	32	5	3
無形固定資産計	216	13	-	229	132	20	96
長期前払費用	42	0	34	8	5	3	3

(注) 1. 当期増減額のうち、主なものは次の通りです。

  建物の増加額 生産・回収精製設備 206百万円

  機械及び装置の増加額 生産・回収精製設備 475百万円

  建設仮勘定の減少額 生産・回収精製設備 902百万円

2. 当事業年度に取得した資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は199百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

  なお、その内訳は建物56百万円、機械及び装置142百万円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,735	1,284	1.35	-
1年以内に返済予定のリース債務	30	24	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,079	1,645	1.28	平成28年～ 平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	40	30	-	平成28年～ 平成32年
計	4,686	2,984	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	800	527	260	57
リース債務	10	7	6	4

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2	-	0	-	2
賞与引当金	154	209	154	-	209
役員賞与引当金	25	29	25	-	29

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	1,105
普通預金	49
別段預金	2
小計	1,157
合計	1,158

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社オハラ	42
株式会社エイコー・エンジニアリング	11
ローム株式会社	11
株式会社山寿セラミックス	6
株式会社タムラ製作所	6
その他	29
合計	107

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成27年7月	15
8月	43
9月	33
10月	14
11月	0
合計	107

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
住鋁国富電子株式会社	707
株式会社コイケ	285
大日本印刷株式会社	121
株式会社日立国際電気	119
三菱商事RtMジャパン株式会社	102
その他	1,485
合計	2,821

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
3,357	23,132	23,667	2,821	89.3	48.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

品目	金額(百万円)
商品	
その他	1
小計	1
製品	
電子	52
薄膜	466
センサー	51
その他	36
小計	606
合計	608

仕掛品

品目	金額(百万円)
電子	587
薄膜	532
センサー	338
合計	1,458

原材料及び貯蔵品

品目	金額（百万円）
原材料	
ルテニウム	2,130
ロジウム	13
金	185
イリジウム	2,720
パラジウム	50
銀	21
その他	84
小計	5,206
貯蔵品	
修繕用資材	60
小計	60
合計	5,267

繰延税金資産

固定資産の繰延税金資産は1,011百万円であり、その内容については「1 財務諸表等 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

買掛金

相手先	金額（百万円）
三菱商事 R t M ジャパン株式会社	1,151
三井住友ファイナンス&リース株式会社	560
日立化成株式会社	326
Fuji Electric Malaysia Sdn.Bhd.	33
Samsung Austin Semiconductor	27
その他	117
合計	2,215

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	6,271	11,452	16,288	21,564
税引前四半期純利益金額又は税引前当期純利益金額(百万円)	638	1,080	1,578	2,002
四半期純利益金額又は当期純利益金額(百万円)	404	674	838	1,133
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり当期純利益金額(円)	56.55	94.26	117.08	158.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	56.55	37.72	22.82	41.20

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>無料(注)</p>
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。公告掲載URL <a href="http://www.furuyameta1s.co.jp/">http://www.furuyameta1s.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第46期）（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）平成26年9月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年9月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第47期第1四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月14日関東財務局長に提出。

（第47期第2四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出。

（第47期第3四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成26年10月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年9月28日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルヤ金属の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルヤ金属の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルヤ金属の平成27年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社フルヤ金属が平成27年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。